

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度事業実績 | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|---------------|--------------------------|---|--------------------|------------------------|--|--------------|--------------|---|---|
| 分野1 教育の支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策1-1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 | | | | | | | | | | | |
| 1-1 | 1 | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環境の整備 | 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | 一部の私立保育所からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。 | - | - | 引き続き、各園の状況や市内の教育・保育のニーズを踏まえながら、適正な定員設定を行っていく。 | |
| 1-1 | 2 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育・保育の無償化 | 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての、幼稚園、保育所及び認定こども園等の保育料を無償化する。 | R1 | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | 対象の子どもは無償化を行い経済的負担を軽減 | 651,472 | 679,906 | - | |
| 1-1 | 3 | 保育・幼稚園課 | 教育・保育施設等の職員配置の充実 | 基準条例により、保育所等の運営基準の遵守を推進するとともに、基準以上の職員配置を実施した保育所等に対して必要な支援を行う。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | ・保育所等の運営基準条例は、国の基準省令を参考として同基準を設定 ・基準を超えて保育士の配置を行っている私立保育所等に対し補助金を交付 | 117,770 | 110,843 | - | |
| 1-1 | 4 | 保育・幼稚園課 | 保育士等職員の処遇改善 | 公定価格に基づく職員処遇改善を図り、公立保育所会計年度任用職員保育士等の賃金を含めた処遇改善に取り組むとともに、民間保育士等については国の方針に基づき実施する。 | | 保育士等 | ・公立保育所等の職員については、人事院勧告に基づき、初任給、若年層に手厚く月例給が平均0.23%引上げられた。 ・私立保育所等においては、国制度による処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善、処遇改善等加算Ⅱによる技能・経験に着目した処遇改善を実施した。更に4月から9月までの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施し、3%程度引き上げる賃金改善及び10月以降については処遇改善等加算Ⅲにより引き続き3%程度引き上げる賃金改善を実施した。 | - | - | - | |
| 1-1 | 5 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成 | 信州幼児教育支援センターと連携し、指導資料、好事例、研究成果等の共有を図り、教育支援センターの助言・指導を受けながら幼児教育アドバイザー(保育指導員)の育成及び資質向上に努める。 | | 保育士等 | 保育士の育成、資質向上を図るため信州幼児教育支援センター、県保育専門相談員会議に出席 | - | - | - | |
| 1-1 | 6 | 保育・幼稚園課 | 幼児教育アドバイザー(保育指導員)による巡回指導 | 教育・保育施設を巡回して、教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言を行うとともに、指導資料や好事例、研究成果等を共有し、幼児教育の充実を図る。 | | 保育士等 | ・公立園は年1回全園を巡回し、個々の課題についてアドバイスを実施 ・私立園は未満児保育を中心に保育環境、衛生環境等について適宜助言等を実施 | - | - | ・私立園担当の保育指導員を1名増員し、訪問回数を増やし、園の課題等について助言等を実施する。 | |
| 1-1 | 7 | 保育・幼稚園課、学校教育課 | 幼保小連携会議 | 幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市立小学校での接続期カリキュラムに基づく実践を通して、幼児教育から小学校教育へのより円滑な接続について研究を進めると共に、接続期カリキュラムの改善を図る。 | H24(接続期カリキュラム:H28) | 幼稚園、保育所等の年長児、小学1年生、保護者 | ・全園・全校で接続期カリキュラムを作成 ・市内7支会ごとに研究協力校、協力園を決め、幼保小接続期ベースカリキュラムに基づき、公開保育・公開授業等を実施 | 20 | 70 | ・第三期しなのきプランがスタートしたことに伴い、自学自習の資質能力の伸張が図れるような接続期カリキュラムの見直しを今年度実施する。 | 接続期カリキュラム 年長児後半=アプローチカリキュラム 小学1年生1学期=スタートカリキュラム |
| 個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進 | | | | | | | | | | | |
| 1-2 | 8 | 学校教育課 | 教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施 | 教職員のキャリアステージに応じた教育センター研修講座を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組む。 | | 教職員、児童・生徒 | ・指定研修 59ユニット(65講座) ・自らの力量向上を目指す研修 47ユニット(57講座) ・受講者合計数 4,047名 | 12,228 | 13,571 | ・新しい研修制度に伴う研修プラットフォームへの参加方法の検討 ・新しい研修制度に伴う研修講座の構築 | |

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度事業実績 | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|------|-----|-------|--------------------------|--|----------------|-----------|--|--------------|--------------|--|----|
| 1-2 | 9 | 学校教育課 | 指導主事による学校訪問支援 | 授業の改善充実に向け、各校のニーズに応じて、指導主事が学校に直接出向いて研修を実施する。 | | 教職員、児童・生徒 | ・学校訪問(指定研修等を含む) 265回 | 0 | 0 | ・各校のニーズに応じた学校訪問支援 | |
| 1-2 | 10 | 学校教育課 | ICT機器や学習支援ソフトの効果的な活用 | 指導主事による端末活用研修会や、教育センター研究委員によるICT活用授業等を実施し、ICTを活用した子どもの学びを推進する。 | | 教職員、児童・生徒 | ・指導主事による技能研修 46回 ・教育センター研究委員による授業公開 41回 | 0 | 0 | ・各校での授業実践と活用事例の共有 ・指導主事やICT支援員による授業支援や使い方支援 ・各校のニーズに応じた民間企業によるICTソフト技能研修 | |
| 1-2 | 11 | 学校教育課 | 各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実 | 子どもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査等の調査結果を踏まえた指導の改善充実に取り組む。 | H15 H30 | 教職員、児童・生徒 | ・標準学力検査(NRT)等の実施 小4・5・6年、中1・2年 ・「体力向上グット!プラン」5プログラム、のべ50校で実施 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援 16校で実施 | 618 | 654 | ・標準学力検査(NRT)等の実施 ・「体力向上グット!プラン」、5プログラムをのべ58校で実施予定 ・「体育授業しなのきモデル」普及のための訪問支援11校で実施予定 | |
| 1-2 | 12 | 学校教育課 | 人権教育・道徳教育の充実 | 子どもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取り組む。 | | 教職員、児童・生徒 | 副読本「あけぼの」6訂版 高学年用購入・配布 (6,481冊) 学校人権教育振興補助金ほか 子ども人権教室活動推進ほか | 2,598 | 2,370 | 副読本「あけぼの」6訂版 小学校中学年用の購入・配布 | |

個別施策1-3 児童生徒の家庭環境等を踏まえた支援の充実

| | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-------|--------------------|---|-----|----------------------------|--|---------|---------|--|---|
| 1-3 | 13 | 学校教育課 | スクールソーシャルワーカーによる支援 | 不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。 | H24 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員 | 支援対象件数 200件 | 9,000 | 9,465 | 活動時間 R4 1,750時間 →2,000時間 旅費 R4 11,480km→ 13,480km | 県からの派遣人数 令和3年度以降なし 市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 |
| 1-3 | 14 | 学校教育課 | スクールカウンセラーによる支援 | 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業) | H13 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校区に派遣 |
| 1-3 | 15 | 学校教育課 | 特別支援教育支援員の配置 | 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援等を行う、特別支援教育支援員を市立小・中学校に配置する。 | H19 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者 | ※年度末現在 ・特別支援教育支援員:135人 | 133,181 | 149,916 | ・各校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置 ・看護師資格を有する支援員を「医療的ケア看護職員」と位置づけ | |
| 1-3 | 16 | 学校教育課 | 特別支援教育巡回相談員 | 臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校への巡回相談を行い、主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行う。 | H17 | 市立小中学校に在学する児童生徒の保護者、教職員 | 特別支援教育巡回相談員派遣回数: 1,476回 | 6,888 | 5,850 | ・各校のニーズに応じた特別支援教育巡回相談員の派遣 | |
| 1-3 | 17 | 学校教育課 | 幼保小連絡会議、小中連絡会 | 幼稚園、保育所、認定こども園及び障害児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学等が円滑に行われるよう、情報交換を行う。 | H24 | 市立小中学校に在学する児童生徒、その保護者 | 幼保小連絡会議、小中連絡会を随時開催(学校独自で開催)。特別な支援を必要とする児童生徒については、連絡会議等に加え園訪問、移行支援会議、体験学習等を行っている。 | 55 | 70 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|-------------------------|-----|--------------|---------------------|---|------------------------|--|--|------------------|------------------|---|---|
| 1-3 | 18 | 学校教育課 | 教育支援委員会 | 様々な特性のある幼児・児童・生徒に関し、保健、医療及び教育に携わる委員による就学相談並びに就学判断を実施する。 | S47 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者 | 学校からの要請に応じて、就学相談：572件(内訳は、来入児184件、小学生347件、中学生41件) | 1,950 | 2,126 | 就学先判断後についても、一貫した支援を行うことや、学びの場の見直しを引き続き丁寧に行うことを目指す | |
| 1-3 | 19 | 学校教育課 | 日本語巡回指導員等の派遣 | 外国籍等児童生徒への日本語指導の充実を図るため、市内8校に日本語指導教室を設置し、日本語巡回指導員等の派遣を行う。 | H15 | 市立小中学校に在学する外国籍等の児童生徒 | 日本語指導協力者・巡回指導員派遣時数：4,893.5時間 | 5,482 | 7,210 | 多母語化傾向がある中で、巡回指導員等の適材の確保や十分な指導時間の確保を目指す | |
| 1-3 | 20 | 学校教育課 | 医療的ケア看護職員の配置 | 医療的ケアが必要な児童生徒の、療養上の世話または診療の補助に従事する医療的ケア看護職員を市立小・中学校に配置する。 | | 児童生徒 | ※年度末現在 ・医療的ケア看護職員：49人 | 60,207 | 65,983 | ・各校のニーズに応じた医療的ケア看護職員の配置 | |
| 個別施策1-4 地域等と連携した学習支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 1-4 | 21 | 学校教育課 | キャリア教育の推進 | 産・学・官・公・民が連携しながら、キャリア教育支援懇談会を開催するなど発達段階に応じたキャリア教育の向上を図る。 | H26 | 児童生徒 | キャリア教育支援懇談会 年3回開催 | 84 | 105 | 各校での授業実践の共有 | |
| 1-4 | 22 | 生活支援課 | 生活困窮者学習支援事業 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。 | H28 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世代含む)) 予定人員 71人 | 35世帯52人(小学生12人、中学生2人、高校生18人) 施設型 4世帯4人 派遣型 31世帯48人 | 4,122 | 8,880 | - | 生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWとの連携により実施 |
| 1-4 | 23 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 | ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。 | H28 | 児童扶養手当受給世帯等の小学4年生～中学生3年生 | 新規申込み 61人(小学生22人、中学生39人) 継続 21人(小学生7人、中学生14人) 計82人(小学生29人、中学生53人) | 10,682 | 13,171 | - | 継続児童については、フォローアップ支援を行う。 |
| 1-4 | 24 | こども政策課、生活環境課 | こども食堂への支援 | 公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。 | H28 | こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者 | ・実施に係る名義後援 6件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分) 40個人・企業等、2,410個、390kg(食品・子ども用品) | 0 | 0 | - | フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供 |
| 1-4 | 25 | こども政策課 | 拠点となる子どもの居場所整備事業 | 民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 | R4 | 拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者 | 拠点となる居場所事業を実施している1団体に対し、維持管理に要する経費を補助 | 356 | 401 | 補助対象団体が事業を一時的に縮小したため、補助を中止している。 | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|-------------------------------|-----|-------------|----------------------------|--|--------------------------|--------------------------|---|------------------|------------------|--|--|
| 分野2 生活の安定に資するための支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-1 | 26 | こども総合支援センター | こども総合支援センター「あのえっと」 | 子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。 | R4 | 子ども、保護者、子育て関係者 | 相談件数 1,203件 | - | 9509 | - | |
| 2-1 | 27 | こども総合支援センター | 子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化 | 子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。 | R4 | 子ども、保護者、子育て関係者 | タブレット端末配備数 32台 (27カ所) | - | - | AI活用型相談支援システム導入(予定) | |
| 2-1 | 28 | こども政策課 | チャットボットによる相談対応 | SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。 | R4 | 妊産婦、子ども、保護者 | 令和5年度からLINE公式アカウントに子育て支援のAIチャットボットを稼働させるための準備作業 | 1,254 | | チャットボットの機能改善 | |
| 2-1 | 29 | 保健所健康課 | 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ) | 妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。 | H28 | 妊産婦、子ども、保護者 | ・子育て世代包括支援センター設置 9カ所(保健センター8※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 5,852件 本庁健康課窓口 相談 832件 申請 1,693件 | 29,779 | 41,757 | 妊娠8か月にアンケート及び面談を実施し、伴走型相談支援の充実を図るもの | ホットラインは令和3年度末で廃止 |
| 2-1 | 30 | 保健所健康課 | 妊娠届出書提出時の母子保健コーディネーターによる面談 | 妊婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるように、保健センター等での妊娠届出書の提出時に、主に母子保健コーディネーターが直接面談し、母子保健サービスについて説明する。 | | 妊産婦 | 妊娠届受理時の母子健康手帳交付件数(双胎児、紛失等による交付を除く) 2,327件 | 29,779 | 41,757 | - | R4年9月から、妊娠届の受付を保健センター、健康課、本庁に限定し、母子保健コーディネーターまたは保健師が全妊婦との面談を実施 |
| 2-1 | 31 | 保健所健康課 | 妊婦一般健康診査 | 全ての妊婦が安心して安全に産出できるように、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認する。また、多胎児を妊娠した妊婦に対し、通常の健診に追加して5回までの健診費用を補助する。 | H8まで長野県で実施 H9から医療機関委託 | 妊娠中の母親 | 妊婦健康診査 受診者数 2,318人 受診率 97.1% | 277,008 | 309,792 | 低所得の妊婦に対し、10,000円を上限に、初回産科受診料の助成を追加 | |
| 2-1 | 32 | 保健所健康課 | 産婦健康診査 | 出産後間もない産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況や精神状態の把握等)を行い、母体の健康や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図る。 | H30 | 子ども、母親 | 産婦健康診査 受診者数 4,484人 受診率 91.1% | 22,828 | 23,464 | - | |
| 2-1 | 33 | 保健所健康課 | 産後ケア事業 | 医療機関または助産所において母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図るため、サービス料の一部を補助する。 | H17 | 育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と新生児 | ・宿泊型 利用者数118人 利用日数370日 ・通所型 利用者数464人 利用日数1,977日 | 16,664 | 18,457 | ・宿泊型、通所型に加え、新たに訪問型を導入 ・宿泊型は、上限2,500円/回の利用料を一律減免 ・住民税非課税世帯は全ての形態で上限5,000円/回の利用料減免 | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|-----|---------------------|---------------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 2-1 | 34 | 保健所健康課 | 乳児家庭全戸訪問事業(はじめまして赤ちゃん事業) | 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、虐待防止の観点から親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言する。 | H8まで長野県で実施 H9から医療機関委託 | 子ども、保護者 | 新生児訪問 延べ件数 2,564件 実件数 2,284件 内、電話件数97件 | 7,816 | 8,906 | - | |
| 2-1 | 35 | 保健所健康課 | 乳幼児健康診査 | 子どもの発育や発達を節目の年齢で確認し、発育状況の確認、疾病・障害等の早期発見、保護者の育児不安等を軽減するため、乳幼児期に総合的な健診を実施する。 | 4健 S50/1.6 健S52/3 健H9 | 子ども、保護者 | 健診名 受診者数 受診率 4か月児健診 2,329人 96.5% 1.6か月児健診 2,386人 97.1% 3歳児健診 2,542人 96.3% | 53,949 | 66,481 | 産科等で新生児に実施する聴覚検査費用に対し上限5千円を助成する。 | |
| 2-1 | 36 | 保健所健康課 | 乳幼児健康教室 | 乳幼児の発達の節目にあたる時期に、子どもの発育・発達の状況を保護者と一緒に確認し、日常の育児に関する相談支援を行う。 | 78教室 S61/2教 室H8 | 子ども、保護者 | 7～8か月児健康教室 実施回数: 117回 参加人数:2,137人 2歳児健康教室 実施回数:116回 参加人数:2,208人 | 11,182 | 12,773 | 2歳児健康教室に栄養士を新たに配置し講話を実施。 | |
| 2-1 | 37 | 保健所健康課 | 妊産婦・乳幼児健康相談 | 妊娠・出産期から乳幼児期の健康や育児に関することについて、保健師が相談に応じる。 | | 子ども、保護者 | 相談件数 5775件(妊産婦に関する こと:1230件 乳幼児に関すること: 4544件 その他:1件) | 11,182 | 12,773 | - | |
| 2-1 | 38 | 保健所健康課、 子育て家庭福祉課 | 養育支援訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等、保護者、妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や家事支援等を行う。 | | 養育を支援する必要がある乳児等もしくはその保護者または妊産婦 | 要支援家庭に対する支援実施率 100% | 【健康課】 967 【子育て家庭福祉課】 8,117 | 【健康課】 1152 【子育て家庭福祉課】 8,900 | - | |
| 2-1 | 39 | 保育・幼稚園課 | 子育てコンシェルジュ | 日常的な相談場所として2か所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないだり、子育て情報の案内を行う。 | | 子ども、保護者 | こども広場2か所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計4,595件 (じゃん・けん・ぼん3,288件、このゆびとまれ1,307件) | - | - | - | |
| 2-1 | 40 | 保育・幼稚園課 | 地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場) | こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。 | | 子ども、保護者 | ・利用者数(延べ人数) こども広場38,184人 地域子育て支援センター28,788人 おひさま広場13,121人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,920件 子育て支援センター3,209件 おひさま広場2,629件 | 133,733 | 147,696 | - | |
| 2-1 | 41 | こども総合支援センター | 親子関係スキルアップ事業 | 子どもの行動の理解の仕方を学び、前向きに子育てに取り組めることを目標に、ペアレント・トレーニングの手法による講座を実施する。 | | 子育てに難しさを感じる保護者 | 4回シリーズを3コース実施 受講人数 延べ97人 | 207 | 204 | - | |
| 2-1 | 42 | 子育て家庭福祉課 | 子ども家庭総合支援拠点 | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。 | R2 | 子どもとその家庭や妊産婦等 | 家庭児童相談件数 4,307件 | 12,730 | 12,747 | - | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付ける。 |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|------------------------------|-----------|---------------------|--|---|------------------------|--|--|------------------|------------------|---|-----------------------------------|
| 個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-2 | 43 | 生活支援課 | 生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」) | 生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。 | H26 | 長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯 | 延べ相談件数 16,248件 | 39,055 | 42,605 | - | 長野市社会福祉協議会への委託 |
| 2-2 | 44 | 生活支援課 | 生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」) | 市が行う福祉サービスとハローワーク長野が行う就職支援サービスを一体的に実施するハローワーク長野の常設窓口を市役所内に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介等を実施する。 | | 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等 | 支援対象者数:189人 就職者数:126人 | - | - | - | |
| 2-2 | 45 | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦相談 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図る。 | | ひとり親家庭の親 | 相談指導実績 延べ1,423件 | 2,065 | 2,928 | - | R4年度より集計項目変更あり。 |
| 2-2 | 46 | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。 | H11 | ひとり親家庭の親及び児童 | 3,774千円(7件)の貸付を行った | 3,774 | 33,318 | - | 修学資金5件 転宅資金1件 就学支度資金1件 |
| 2-2 | 47 | 子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課 | 女性相談 | 家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。 | | 女性 | 相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,778件 男女共同参画センター 355件 | - | - | - | |
| 2-2 | 48 | 子育て家庭福祉課 | 母子生活支援施設 | 母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童ともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。 | S54 | 配偶者の内女子等で、支援を要する母子 | 入所世帯数 8世帯 (支援児童数 14人) | 51,604 | 59,202 | - | |
| 2-2 | 1 (再掲) | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環境の整備 | 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する子ども、保護者 | 一部の私立保育所からは、入園希望児童の減少などによる定員変更の相談があり、そのつど園の状況などを確認しつつ、適切な定員設定に努めた。 | - | - | 引き続き、各園の状況や市内の教育・保育のニーズを踏まえながら、適正な定員設定を行っていく。 | |
| 2-2 | 49 | 保育・幼稚園課 | ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮 | ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、保育の必要度の点数を加点して、優先的に利用できるよう配慮する。 | | ひとり親家庭の親及び児童 | ひとり親家庭の点数を加点し優先的に利用できるよう配慮を実施 | - | - | - | |
| 2-2 | 50 | こども政策課 | 放課後子ども総合プラン | 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生) | 延べ利用登録 88,246人 | 986,784 | 1,083,899 | - | 決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算 |

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度事業実績 | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|----------------------------------|-----|----------------|-----------------|--|----------------|---|---|--------------|--------------|--|--|
| 2-2 | 51 | 保育・幼稚園課 | ファミリー・サポート・センター | 子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝いができる人、両方を兼ねる人に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後または学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフレッシュ等のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進する。 | | 保護者、子ども | ・会員数 1,708人 ・活動件数 2,234件 ・R4入会説明会 定期開催 15回 118人 随時開催 43回 45人(うち4回4名は訪問開催) | 8,549 | 8,549 | - | |
| 2-2 | 52 | 子育て家庭福祉課 | ショートステイ事業 | 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において一定期間預かり、養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 735日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も) | 1,662 | 2,789 | - | |
| 2-2 | 53 | 子育て家庭福祉課 | トワイライトステイ事業 | 保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設等において一時的に預かり、養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 735日(ショートステイ、トワイライトステイの合算。決算・予算額も) | 1,662 | 2,789 | - | |
| 2-2 | 54 | 保健所健康課 | 要支援母子栄養食品支給事業 | 生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児に必要な粉ミルク等を給付する。 | H15 | 生活保護世帯、所得税非課税世帯及び市民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児(乳児については体重制限あり) | 妊産婦 13人 粉乳 272日分 乳児 4人 粉乳 974日分 | 121 | 147 | - | 母子栄養強化事業は、平成30年度受付分で終了し令和元年度に事業終了 |
| 2-2 | 55 | 住宅課 | 市営住宅入居者募集の優先区分 | 中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対して市営住宅の優先入居申込資格を与える。 | S51 | 中学校卒業前の子どもがいる世帯 | 募集住戸 市営住宅 5戸(年8回募集) 特別市営住宅(栗田・今井)13戸 | 0 | 0 | - | |
| 2-2 | 56 | こども広場、リサイクルプラザ | リユース品の提供・交換 | 使用しなくなった子ども用の衣類、育児用品などを受け入れ、希望者に対して提供する。 | | 子育て中の保護者 | 【こども広場】篠ノ井こども広場「このゆびとまれ」 「ゆずりあいウィーク」月に数日開催 参加実績 722組(持ち帰った参加組数) 【リサイクルプラザ】おさがり交換会R4年度実績11,512品・・・交換、有料、無料で提供した数(ちなみに持ち込まれたのは12,925品) | - | - | 【こども広場】令和5年度は、もんぜんぶら座こども広場「じゃん・けん・ぽん」でも開催 | |
| 個別施策2-3 配慮を要する子どもの生活支援の充実 | | | | | | | | | | | |
| 2-3 | 57 | 子育て家庭福祉課 | 子ども・若者ケアラー支援 | 子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)について、関係者や地域住民の理解促進のための啓発等を行うことで社会的認知度の向上を図り、早期発見や支援につなげる。 | R4 | 家事や家族の世話などを日常的に行う子どもやその世帯、支援関係者・関係機関 | ・市内プロジェクト会議 2回 ・研修会 市職員向け 2回 教育関係者向け 2回 地域支援者向け 2回 | 846 | 8,787 | ・相談・支援窓口の設置(コーディネーター2名配置) ・広告・啓発活動(パンフレット作成、SNS) ・研修会の実施 | |
| 2-3 | 58 | 学校教育課 | 教育支援センター(中間教室) | 不登校傾向または不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活習慣の改善等の相談支援を行い、児童生徒の社会的な自立に向けて個々の状態に応じた支援を行う。 | H4 | 不登校傾向または不登校状態にある児童生徒 | 6か所 利用児童生徒数105名(小学生40名、中学生65名) | 24,514 | 25,863 | 児童生徒への支援の他、保護者支援や教職員研修の機能を備えた新たな教育支援センターSaSaLANDを令和6年4月開所予定であり、開所に向けた改修工事等の準備を進める。 | 令和5年度は休室していた1か所を再開し、新たに学習支援・進路相談中心の1か所を開設。 |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|-----|--------------|-------------------------|--|------------------------|---------------------------|---|------------------|------------------|----------------------|--|
| 2-3 | 59 | 学校教育課 | フリースクール等民間 団体との連携・協働 | 民間団体・企業・NPO法人等と連携・協働 し、不登校児童生徒の社会的自立を図る。 | H30 | 不登校状態にある児童生徒 | 不登校児童生徒に係る情報交換会3 回 「学校以外の子どもの居場所 施設一 覧」冊子の作成及びホームページ掲載 保護者への情報提供を目的とした「な がの育ちと学びの場フォーラム」を初 開催 | 0 | 0 | - | |
| 2-3 | 60 | 障害福祉課 | 児童発達支援 | 児童発達支援センター等において、日常生 活における基本的な動作の指導、知識技能 の付与、集団生活への適応訓練等を行う。 | | 障害児 | 利用者数 270人 | 424,944 | 1,937,149 | - | 予算額については下記項目合 算 児童発達支援、医療型児童発達 支援、居宅訪問型児童発達支 援、放課後等デイサービス、保 育所等訪問支援、障害児相談支 援 |
| 2-3 | 61 | 障害福祉課 | 医療型児童発達支援 | 肢体不自由等のある障害児に、日常生活に おける基本的動作の指導、知識や技能の付 与または集団生活への適応のための訓練、 その他必要な支援及び治療を行う。 | | 障害児 | 利用者数 7人 | 7,465 | - | - | 予算額については児童発達支 援欄に合算掲載 |
| 2-3 | 62 | 障害福祉課 | 放課後等デイサービ ス | 学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休 み等の長期休暇中に、生活能力向上のため に必要な訓練と、社会との交流の促進を行 う。 | | 障害児 | 利用者数 1,424人 | 1,202,840 | - | - | 予算額については児童発達支 援欄に合算掲載 |
| 2-3 | 63 | 障害福祉課 | 保育所等訪問支援 | 障害児施設で指導経験のある児童指導員や 保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問 し、障害児が集団生活に適応するための専 門的な支援を行う。 | | 障害児 | 利用者数 33人 | 7,244 | - | - | 予算額については児童発達支 援欄に合算掲載 |
| 2-3 | 64 | 障害福祉課 | 障害児相談支援事業・ 計画相談支援 | 指定障害児相談支援事業所等の相談支援専 門員が、障害福祉サービス利用の具体的な 計画を作成し、地域での生活を支援すると ともに、利用計画の質の向上を図る。 | | 障害児やその家族 | 利用者数 327人 | 74,090 | - | - | 予算額については児童発達支 援欄に合算掲載 |
| 2-3 | 65 | 障害福祉課 | 障害児自立サポ ート事業 | 障害児が自主性、社会性、創造性などを身に つけることを支援し、保護者の家庭での介護 負担を軽減する。 | | 障害児 | 実利用者数 688人 | 30,868 | 36,075 | - | |
| 2-3 | 66 | 子育て家庭福 祉課 | 社会的養護出身の若 者自立支援 | 長野県社会福祉協議会等と連携して、児童 養護施設や里親など社会的養護出身の若者 の住居確保や就労等の支援を推進する。 | R4 | 児童養護施設や里親など社会 的養護出身の若者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校区に派遣 |
| 2-3 | 67 | 子育て家庭福 祉課 | 里親委託事業 | 新たな里親の開拓に向け県や関係団体等と 連携を図り、様々な事情で心身ともに傷つ いた子どもを、家庭的な雰囲気の中で養育 する里親への支援を進める。 | | 里親、子ども | 長野市里親会の会員数(里親) 36 | 57 | 10 | - | |
| 2-3 | 68 | 子育て家庭福 祉課 | 要保護児童対策地域 協議会 | 要保護児童の適切な保護または要支援児童 もしくは特定妊婦への適切な支援を図るた め、長野県中央児童相談所等の関係機関及 び庁内関係部局による情報交換や情報共有 を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を 図る。 | | 要保護・要支援児童、特定妊 婦 | 代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 36回 個別ケース検討会議開催回数 419 回 | - | - | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|------------|---------------------|---------------------|---|------------------------|--|---|------------------|------------------|--|---|
| 2-3 | 47 〈再掲〉 | 子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課 | 女性相談 | 家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。 | | 女性 | 相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,778件 男女共同参画センター 355件 | - | - | - | |
| 2-3 | 48 〈再掲〉 | 子育て家庭福祉課 | 母子生活支援施設 | 母子家庭等で児童の福祉が必要な場合、保護者、児童とともに入所・保護し、自立に向けた支援を行うとともに、退所後においても相談等の支援を行う。 | S54 | 配偶者の内女子等で、支援を要する母子 | 入所世帯数 8世帯 (支援児童数 14人) | - | - | - | |
| 2-3 | 22 〈再掲〉 | 生活支援課 | 生活困窮者学習支援事業 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、学習習慣と生活習慣の定着・改善及び親への養育支援を通じた家庭全体の支援を行い、将来の自立の後押しを図る。 | H28 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども(小学生～高校生(高校生世代含む)) 予定人員 71人 | 35世帯52人(小学生12人、中学生2人、高校生18人) 施設型 4世帯4人 派遣型 31世帯48人 | 4,122 | 8,880 | - | 生活保護ケースワーカー、まいさぼ長野市の働きかけ、SSWとの連携により実施 |
| 2-3 | 23 〈再掲〉 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業 | ひとり親家庭の児童を対象に学習支援等を行うことにより、学習習慣の形成や基本的な生活習慣を習得し、児童の生活向上を図る。 | H28 | 児童扶養手当受給世帯等の 小学4年生～中学生3年生 | 新規申込み 61人(小学生22人、中学生39人) 継続 21人(小学生7人、中学生14人) 計82人(小学生29人、中学生53人) | 10,682 | 13,171 | - | 継続児童については、フォローアップ支援を行う。 |
| 2-3 | 13 〈再掲〉 | 学校教育課 | スクールソーシャルワーカーによる支援 | 不登校児童生徒や保護者にスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談を行い、必要に応じて助言・指導や関係機関等と連携することにより、児童生徒が抱える課題の解決を図る。 | H24 | 長野市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者及び教職員 | 支援対象件数 200件 | 9000 | 9465 | 活動時間 R4 1,750時間 →2,000時間 旅費 R4 11,480km→ 13,480km | 県からの派遣人数 令和3年度以降なし 市の配置 令和3年度 2人 令和4年度 4人 令和5年度 5人 |
| 2-3 | 14 〈再掲〉 | 学校教育課 | スクールカウンセラーによる支援 | 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣する。(県事業) | H13 | 市立小中学校に在学する児童生徒とその保護者 | - | - | - | - | 県実施の事業 県が全中学校区に派遣 |
| 2-3 | 24 〈再掲〉 | こども政策課、生活環境課 | こども食堂への支援 | 公共施設でこども食堂を実施する場合に市が後援することで使用が可能となるよう協力を行い、こども食堂の運営を支援する。また、NPO法人等が主催するフードドライブ事業を共催してその活動を支援し、フードドライブ等で受領した食品をこども食堂へ提供する。 | H28 | こども食堂実施団体、こども食堂の利用者及び保護者 | ・実施に係る名義後援 6件 ・フードドライブ等での受領実績(こども食堂への提供分) 40個人・企業等、2,410個、390kg(食品・子ども用品) | 0 | 0 | - | フードドライブイベント以外の市民からの食材の提供希望に対しては、県(信州こどもカフェプラットフォーム)等と連携し、こども食堂実施団体に情報提供 |
| 2-3 | 25 〈再掲〉 | こども政策課 | 拠点となる子どもの居場所整備事業 | 民間資金を活用し、拠点となる子どもの居場所づくりに取り組む民間団体に対し、拠点を継続的に開設するために必要な事業費等について一定の補助を行う。 | R4 | 拠点となる居場所を設置・運営する民間団体、居場所を利用する子ども及び保護者 | 拠点となる居場所事業を実施している1団体に対し、維持管理に要する経費を補助 | 356 | 401 | 補助対象団体が事業を一時的に縮小したため、補助を中止している。 | |
| 2-3 | 69 | 福祉政策課 | 「生理の貧困」問題への対応 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。 | R3 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民 | ・人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、子育て家庭福祉課、生活支援課、福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所)、社会福祉協議会(まいさぼ長野市)窓口で配布 517バック ・福祉関係施設へ40箱配布 | 0 | 0 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|------------|----------------|-----------------|--|------------------------|-------------------------------|---|------------------|------------------|--|-----------------------------------|
| 2-3 | 50 (再掲) | こども政策課 | 放課後子ども総合プラン | 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊びや交流、各種体験活動を通じて子どもたちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育ての両立を支援する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業を利用する児童の保護者(小学生) | 延べ利用登録 88,246人 | 986,784 | 1,083,899 | - | 決算額及び予算額は、放課後子ども総合プラン委託料と指定管理料の合算 |
| 2-3 | 70 | スポーツ課、文化財課、博物館 | 子どもの多様な体験の機会の提供 | 家庭環境に左右されずに子どもが多様な体験の機会を持てるよう、市民プールや松代文化施設、博物館等の毎週土曜日等の小中学生の利用料や入館料を無料にする。 | | 児童生徒 | 【スポーツ課】市民プールは毎週土曜日等の小中学生の利用料を引き続き無料とした。 【文化財課・博物館】松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入場料を無料にした。 | - | - | 【文化財課・博物館】引き続き、松代藩文化施設、博物館等について、毎週土曜日等の小中学生の入場料を無料にする。 | |
| 2-3 | 71 | 家庭・地域学びの課 | 子どもわくわく体験事業補助金 | 地域での子どもの体験活動の機会が増えるよう支援することを目的として、子どもの体験活動を内容とする事業に対して、その経費の一部を補助する。 | | 乳幼児、児童生徒 | 補助実績数 35件 | 1,096 | 3,000 | - | |
| 2-3 | 72 | 家庭・地域学びの課 | 親子学級 | 市立公民館・交流センターにおいて、親子の学びをテーマにした親子学級を実施して親子で学べる場の充実を図り、基本的な生活習慣を培う場である家庭の教育力の向上を図る。 | | 乳幼児、児童(小学生) | 368回 6367人 | - | - | - | |
| 2-3 | 73 | 保健所健康課ほか | 食育の推進 | 将来、社会活動を営むための基礎となる心身の健康の保持・増進を図るため、母子保健事業や幼稚園・保育所・認定こども園・学校の各場面において、発育・発達に応じた食育を推進する。 | | 妊産婦、子ども、保護者 | 妊婦のための食講座 36回69人 離乳食・幼児食講座 84回538人 乳幼児健診・健康教室における食生活相談・講話等 6,811人 育児・健康・食生活相談、電話相談等 1,247人 なっぴい健康出前講座(栄養・食生活) 15回216人 | - | - | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|-----------------------------------|------------|----------------|--|---|------------------------|--|--|------------------|------------------|---|---|
| 分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策3-1 困窮家庭やひとり親家庭等への就労の支援 | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 74 | 商工労働課雇 用促進室 | 職業相談室 | 仕事に関する悩みがある方に、適職支援や カウンセリング、情報提供を行う。 | H22 | 仕事に関する悩み等を抱える 人 | 利用者 630人(うち相談者数 222 人) 電話相談件数 132件 | - | - | - | |
| 3-1 | 75 | 商工労働課雇 用促進室 | トライアル雇用者常用 雇用促進奨励金 | 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の 促進を図るため、国のトライアル雇用奨励金 等により試行的に雇用した者を引き続き雇 用する事業者に対し、奨励金を交付する。 | H15 | 市内に事業所を有する事業者 で、国のトライアル雇用奨励金 等により試行的に雇用した市 内在住の求職者を、引き続き常 用雇用者として12か月以上 雇用した事業者 | 交付事業所数 4事業者 対象労働者数 4人 | 240 | 360 | - | |
| 3-1 | 44 (再掲) | 生活支援課 | 生活保護受給者等就 労自立促進事業(福 祉・就労支援コーナ ー「ジョブ縁ながの」) | 市が行う福祉サービスとハローワーク長野 が行う就職支援サービスを一体的に実施す るハローワーク長野の常設窓口を市役所内 に設置し、就職支援ナビゲーターによる職業 相談・職業紹介等を実施する。 | | 生活保護受給者、児童扶養手 当受給者、住居確保給付金受 給者、及び生活困窮者自立支 援法に基づく自立相談支援事 業による支援を受けている生 活困窮者等 | 支援対象者数:189人 就職者数:126人 | - | - | - | |
| 3-1 | 43 (再掲) | 生活支援課 | 生活困窮者自立相談 支援事業(生活就労支 援センター「まいさぼ 長野市」) | 生活困窮者自立支援法に基づき、「第二の セーフティネット」として、様々な課題を抱 える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計 改善支援、子どもの学習支援、就労準備支 援、一時生活支援など、関連機関と連携して 問題解決に向けた支援を行う。 | H26 | 長野市生活就労支援センター (愛称:まいさぼ長野市)に相 談があった生活困窮世帯 | 延べ相談件数 16,248件 | 39,055 | 42,605 | - | 長野市社会福祉協議会への委 託 |
| 3-1 | 76 | 子育て家庭福 祉課 | 自立支援教育訓練給 付金 | ひとり親家庭の親が、経済的に自立するた めの就業に結びつく特定の講座を受講する 際に、受講料の一部を給付する。 | H15 | ひとり親家庭の親(所得制限 あり) | 受講料の60%を支給 9人 | 1,690 | 5,910 | - | 平成28年度から60%支給 |
| 3-1 | 77 | 子育て家庭福 祉課 | 高等職業訓練促進給 付金 | ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資 格を取得するための養成機関で修業する期 間中、訓練促進費を給付する。 | H15 | ひとり親家庭の親(所得制限 あり) | 促進給付金 26人 修了支援給付金 8人 | 29,758 | 39,369 | - | 市県民税課税世帯:70,500円 市県民税非課税世帯:100,000円 修了支援給付金課税世帯:25,000 円 修了支援給付金非課税世帯: 50,000円 |
| 3-1 | 45 (再掲) | 子育て家庭福 祉課 | 母子・父子・寡婦相談 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家 庭で児童を扶養している人及び寡婦の生活 相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み 事の解決や自立を図る。 | | ひとり親家庭の親 | 相談指導実績 延べ1,423件 | 2,065 | 2,928 | - | R4年度より集計項目変更あ り。 |
| 3-1 | 78 | 子育て家庭福 祉課 | ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験 合格支援事業 | 高等学校を卒業していないひとり親家庭の 親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験 の合格を目指すために対策講座を受講する 場合、受講料の一部を支給する。 | H28 | 高等学校を卒業していないひ とり親家庭の親及び児童(20 歳未満)(所得制限あり) | なし | 0 | 400 | - | |
| 3-1 | 1 (再掲) | 保育・幼稚園課 | 幼児期の教育・保育環 境の整備 | 安心して子どもを預けることができる環境 を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把 握し、幼稚園、保育所及び認定こども園の適 正な利用定員の確保を図る。 | | 幼稚園、保育所等を利用する 子ども、保護者 | 一部の私立保育所からは、入園希望児童 の減少などによる定員変更の相談があ り、そのつど園の状況などを確認しつつ、 適切な定員設定に努めた。 | - | - | 引き続き、各園の状況や市 内の教育・保育のニーズを 踏まえながら、適正な定員 設定を行っていく。 | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|------------|--------------|------------------------|--|------------------------|---------------------------------------|---|------------------|------------------|--|---|
| 3-1 | 49 〈再掲〉 | 保育・幼稚園課 | ひとり親家庭児童の 保育所利用への配慮 | ひとり親家庭の児童の保育所利用に際して、 保育の必要度の点数を加点して、優先的に 利用できるよう配慮する。 | | 子ども、保護者 | ひとり親家庭の点数を加点し優先的 に利用できるよう配慮を実施 | - | - | - | |
| 3-1 | 79 | 保育・幼稚園課 | 延長保育事業 | 早朝や夕刻の保育ニーズに対応するため、 11時間開所を超える延長保育を実施する。 | | 子ども、保護者 | 公立保育所6園、私立保育所38園、 認定こども園14園、地域型保育事業 所3園、計61園で実施 | 17,796 | 46,110 | - | |
| 3-1 | 80 | 保育・幼稚園課 | 夜間保育事業 | 保護者の夜間の就労に対応するため、夜間 保育を実施する。 | | 子ども、保護者 | 保育所1園で保育標準時間を11時か ら22時として夜間保育を実施 | 0 | 300 | - | |
| 3-1 | 81 | 保育・幼稚園課 | 一時預かり事業 | 保護者の就労や求職活動等により一時的に 家庭での保育が困難な場合、また、育児疲れ による保護者の心理的・身体的負担を軽減 するための子育て支援として、保育所等で一 時的に児童を預かる。 | | 子ども、保護者 | 指定園13園(公立7、私立6)で実施 延べ利用者数 10,689人 | 103,470 | 162,131 | - | |
| 3-1 | 82 | 保育・幼稚園課 | 病児・病後児保育事業 | 病児または病後児を医療機関の専用のス ペースで看護師・保育士等の専門職員が預 かる。 | | 子ども、保護者 | 市内3か所の施設で実施 | 16,358 | 34,801 | 新たに病後児保育施設1か 所に対して運営費補助を開 始し、合計4か所となった | |
| 3-1 | 50 〈再掲〉 | こども政策課 | 放課後子ども総合プ ラン | 保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の 放課後等に安全・安心な居場所を確保し、遊 びや交流、各種体験活動を通じて子どもた ちの健やかな育ちと保護者の仕事と子育て の両立を支援する。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業 を利用する児童の保護者(小 学生) | 延べ利用登録 88,246人 | 986,784 | 1,083,899 | - | 決算額及び予算額は、放課後子 ども総合プラン委託料と指定管 理料の合算 |
| 3-1 | 51 〈再掲〉 | 保育・幼稚園課 | ファミリー・サポート・ センター | 子育ての手助けが欲しい人、子育ての手伝 いができる人、両方を兼ねる人に会員登録 していただき、保育施設までの送迎、保育施 設の開始前や終了後または学校の放課後の 預かり、病児・病後児の預かり、保護者のリフ レッシュ等のニーズに対応し、子育てのサ ポート等を提供する相互援助活動を促進す る。 | | 保護者、子ども | ・会員数 1,708人 ・活動件数 2,234件 ・R4入会説明会 定期開催 15回 118人 随時開催 43回 45人(うち4回4名 は訪問開催) | 8,549 | 8,549 | - | |
| 3-1 | 52 〈再掲〉 | 子育て家庭福 祉課 | ショートステイ事業 | 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠 婚葬祭、育児による疲労等のため、家庭にお いて児童を養育することが一時的に困難に なった場合、児童養護施設等において一定 期間預かり、養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 735日(ショートステイ、ト ワイルドステイの合算。決算・予算額 も) | 1,662 | 2,789 | - | |
| 3-1 | 53 〈再掲〉 | 子育て家庭福 祉課 | トワイルドステイ事 業 | 保護者の仕事、その他の理由により、平日の 夜間または休日に不在となり、家庭におい て児童を養育することが困難になった場合も、 児童養護施設等において一時的に預かり、 養育する。 | | 保護者、子ども | 利用日数 735日(ショートステイ、ト ワイルドステイの合算。決算・予算額 も) | 1,662 | 2,789 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|--------------------------------------|------------|---------------------|----------------|---|------------------------|----------------------------|---|------------------|------------------|----------------------|----|
| 3-1 | 47 (再掲) | 子育て家庭福祉課、人権・男女共同参画課 | 女性相談 | 家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力(DV)など、女性が日常生活を送る上で抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図る。 | | 女性 | 相談件数 子育て家庭福祉課・篠ノ井分室 1,778件 男女共同参画センター 355件 | - | - | - | |
| 個別施策3-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくりの促進 | | | | | | | | | | | |
| 3-2 | 83 | こども政策課 | 子育て支援事業所連絡協議会 | ワーク・ライフ・バランス推進に関する意識啓発を図るため、市内の経済団体等により構成される長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、事業所や市民を対象とした講演会などを開催する。 | H17 | 事業所、市民 | ・女性活躍推進講演会 参加者113人 ・意識啓発事業の開催 参加者 12人 | 128 | 250 | - | |
| 3-2 | 84 | 商工労働課雇用促進室 | 子育て雇用安定奨励金交付事業 | 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所に対し、奨励金を交付する。 | H20 | 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小事業所 | 交付事業所数 0事業所 | 0 | 400 | - | |
| 3-2 | 85 | 人権・男女共同参画課 | 男女共同参画優良事業者表彰 | 性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用を促進し、ワーク・ライフ・バランスの視点から働く人がその状況に応じて多様で柔軟な働き方を可能とする職場の環境整備を図り、男女共同参画を先進的に取り組む企業を表彰する。 | | 従業員数300人以下の法人やその他の団体 | 優良事業者賞 1社 優良事業者奨励賞 1社 | 64 | 66 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|------------------------|-----|--------|--------------------|---|------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--|
| 分野4 経済的支援 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援 | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 86 | 教委・総務課 | 就学援助要(要保護児童援助) | 経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。 | | 生活保護世帯の小学生 | 支給者 21人 | 221 | 250 | - | 修学旅行費のみ支給 |
| 4-1 | 86 | 教委・総務課 | 就学援助(要保護生徒援助) | 経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。 | | 生活保護世帯の中学生 | 支給者 9人 | 225 | 1,054 | - | |
| 4-1 | 87 | 教委・総務課 | 就学援助(準要保護児童援助) | 経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の児童の保護者に対し、援助費を支給する。 | | 生活保護世帯に準ずると認定された世帯の小学生 | 認定 1,831人 認定率 10.33% | 181,458 | 201,546 | - | 年3回(8,12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 87 | 教委・総務課 | 就学援助(準要保護生徒援助) | 経済的な理由により就学困難な、生活保護世帯に準ずると認定された世帯の生徒の保護者に対し、援助費を支給する。 | | 生活保護世帯に準ずると認定された世帯の中学生 | 認定 1,103人 認定率 12.38% | 131,183 | 137,870 | - | |
| 4-1 | 88 | 教委・総務課 | 小学生特別支援教育 就学奨励 | 特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的状况に応じて就学奨励費を支給する。 | | 特別支援学級に在籍(通級含む)している小学生 | 支給者 667人 | 21,444 | 24,945 | - | 年2回(12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 88 | 教委・総務課 | 中学生特別支援教育 就学奨励 | 特別支援学級に就学する生徒の保護者に対し、経済的状况に応じて就学奨励費を支給する。 | | 特別支援学級に在籍(通級含む)している中学生 | 支給者 301人 | 18,268 | 22,876 | - | 年2回(12,3月)給食費等支給 |
| 4-1 | 89 | 教委・総務課 | 奨学金(長野市奨学金基金) | 経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学資金の貸付を行う。 | S43 | 公立もしくは私立の高等学校または国立の高等専門学校に在学し、要件を満たす者 | 貸付人数 2人 貸付金額 432,000円 | 0 | 0 | - | 貸付額(月額) 公立18,000円(21,000円) 私立30,000円(40,000円) 国立21,000円(24,000円) ※()内は特に優秀と認められる者 |
| 4-1 | 90 | 教委・総務課 | 入学準備金貸付 | 高校等(高校、特別支援学校の高等部、高等専門学校等)への入学に要する費用の調達が困難な、入学予定の生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。 | R4 | 高等学校もしくは専修学校の高等課程または高等専門学校に入学する者の保護者 | 貸付人数 23人 貸付金額 6,650,000円 | 0 | 0 | - | 公立150,000円以内 私立400,000円以内 |
| 4-1 | 91 | 生活支援課 | 生活保護(教育扶助) | 生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材代、学校給食費等を支給する。 | | 生活保護受給世帯 | 受給世帯数(延) 990 受給人数(延) 1,368 | 13,571 | 13,586 | - | |
| 4-1 | 92 | 生活支援課 | 生活保護(高等学校等 就学費) | 生活保護世帯を対象に、最低生活費のほか、学習支援費、教材費、入学金等を支給する。 | | 高校生世代 | | 生業扶助 として計上 | 生業扶助と して計上 | - | |

| 個別施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始年度(空欄は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度事業実績 | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の内容 | 備考 |
|-------------------------|------------|----------|----------------------|--|----------------|--|-------------------------------|--------------|--------------|--|---|
| 4-1 | 93 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭児童高等学校通学費支援金支給 | 高等学校等に通学するひとり親家庭の児童の通学費の一部を支給する。 | H5 | ひとり親家庭の親など(所得制限あり) | 受給者数 107人 | 3,558 | 6,165 | - | 自宅から高等学校まで2km以上1か月の定期券額の2分の1の額を給付(支給上限月額5千円) |
| 4-1 | 46 (再掲) | 子育て家庭福祉課 | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 | ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童の就学支度、修学資金等の貸付を行う。 | H11 | ひとり親家庭の親及び児童、寡婦 | 3,774千円(7件)の貸付を行った | 3,774 | 33,318 | - | 修学資金5件 転宅資金1件 就学支度資金1件 |
| 個別施策4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | | |
| 4-2 | 94 | 子育て家庭福祉課 | 児童手当 | 中学校修了前の児童を養育している人に手当を支給する。 | S46 | 中学校3年生終了前までの間にある児童を養育している父母等 | 受給者数 24,054人 | 5,162,675 | 5,159,230 | - | 支給額 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降 15,000円(月額) 3歳以上小学生までの第1子、第2子及び中学生 10,000円(月額) 所得制限世帯の属する中学生までの児童 5,000円(月額) 令和4年6月分(10月支給分)から所得上限世帯に属する中学生までの児童は支給なし |
| 4-2 | 95 | 子育て家庭福祉課 | 児童扶養手当 | ひとり親家庭の18歳到達の年度末までの児童を対象とし、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている母、父または養育している人に手当を支給する。 | S37 | ひとり親家庭の親など | 受給者数 2,056人 | 1,012,727 | 1,146,292 | 【国】子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)新型コロナウイルスの影響を受けるひとり親世帯を対象児童1人当たり5万円を支給 | R4支給額 支給額(()は一部支給停止者)) 第一子 月額43,070円(43,060円~10,160円) 第二子 月額10,170円(10,160円~5,090円) 第三子 月額6,100円(6,090円~3,050円) |
| 4-2 | 96 | 子育て家庭福祉課 | 児童扶養手当現況届の受付時間の延長 | 8月の平日の児童扶養手当現況届の窓口受付時間の延長(午後7時まで)を行うことで、日中仕事を休みにくいひとり親の利便性を図る。 | H30 | ひとり親家庭の親など | 実施日数 5日 利用者 111人 | 0 | 0 | - | 児童扶養手当の現況届の受付時間を午後7時まで延長する。月曜から金曜までの5日の曜日で一日ずつ実施するよう実施日を配分する。 |
| 4-2 | 97 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(子ども) | 子どもを対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S47 | 0歳から中学生までの子ども | 資格者数 43,173人 支給額 760,088千円 | 760,088 | 784,010 | 対象範囲を「中学3年生まで」から「18歳年度末まで」に拡大し、令和6年1月診療分から実施 | 資格者数は各年度の3月31日時点 |
| 4-2 | 97 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(障害者(児)) | 障害者(児)を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S46 | 障害児(20歳未満) ・身体障害者手帳1~4級、5級(所得税非課税世帯) ・療育手帳A1、A2、B1、B2(所得税非課税世帯) ・特別児童扶養手当1、2級 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(特別障害者手当準拠)通院費のみ | 資格者数 343人 支給額 13,565千円 | 13,565 | 16,107 | - | 資格者数は各年度の3月31日時点 |
| 4-2 | 97 | 福祉政策課 | 福祉医療制度(ひとり親家庭) | ひとり親家庭を対象に、健康の保持と生活の安定のため、福祉医療費給付金を支給し、医療費の助成を行う。 | S49 | ひとり親家庭 ・母子または父子家庭で18歳未満の児童及びその児童を養育している親、父母のない18歳未満の児童(高等学校在学中は20歳まで) | 資格者数 7,121人 支給額 146,007千円 | 146,007 | 161,158 | - | 資格者数は各年度の3月31日時点 |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|-----------|--------------|----------------------------------|---|------------------------|--|---|------------------|------------------|----------------------|---|
| 4-2 | 98 | 福祉政策課 | 福祉医療費資金貸付 制度 | 子ども、障害者(児)及びひとり親家庭の福 祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払 が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を 行う。 | H15 | 福祉医療費受給者で、市民税 非課税世帯 | 子ども、障害児、ひとり親家庭 貸付人数 0人 貸付額 0円 | 0 | 1,000 | - | 参考:子ども、障害児、ひとり親 以外の貸付実績101千円(令和 4年度) |
| 4-2 | 2 (再掲) | 保育・幼稚園課 | 幼児教育・保育の無償 化 | 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳か ら2歳までの住民税非課税世帯の子どもに ついての、幼稚園、保育所及び認定こども園 等の保育料を無償化する。 | | 幼稚園、保育所等を利用する 子ども、保護者 | 対象の子どもが無償化を行い経済的 負担を軽減 | 651,472 | 679,906 | - | |
| 4-2 | 99 | 保育・幼稚園課 | 教育・保育施設の実費 徴収に係る補給給付 を行う事業 | 世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施 設へ保護者が支払う費用(副食材料費、教材 費等)を助成する。 | H27 | 低所得世帯・多子世帯等の保 護者 | 支給人数 277人 支給額 7,636千円 | 7,636 | 14,685 | - | |
| 4-2 | 100 | 保育・幼稚園課 | 多子世帯の保育料軽 減 | 第3子以降の子どもを産み育てる環境を整 えるため、多子世帯の保育所等の保育料を 軽減する。 | H27 | 子ども、保護者 | 補助金交付要綱等に基づき、対象家 庭に対し保育料の多子軽減を実施し た。軽減児童数 419人(17人) 軽減額 74,097千円 (2,277千円) ※()内=認可外 | 74,097 | 77,382 | - | 決算額・予算額は「軽減額」 |
| 4-2 | 101 | こども政策課 | 放課後子ども総合プ ラン利用料の減免 | 家庭の経済的な事情や地域性、きょうだい が同時に利用する場合に利用料を減免す る。 | H24 | 放課後子ども総合プラン事業 を利用する児童の保護者(小 学生) | 延べ利用登録88,246人のうち、減 免対象23,877人(約27%) | 28,908 | 29,371 | - | 決算額は「減免影響額 (R5.3.31)」、予算額は「減免 影響額額(R5.5.1時点見込)」 減免の対象:生活保護・児童扶 養手当受給世帯、就学援助認定 世帯、非課税世帯、多子世帯等 |
| 4-2 | 102 | 障害福祉課 | 特別児童扶養手当 | 精神または身体に障害のある児童の福祉の 向上に役立てるため、児童を養育する人に 手当を支給する。 | | 身体または精神に重度もしくは は中度の障害がある20歳未 満の児童を養育する父母等 | 受給者数(父母等) 1,090人 対象児童数 1,222人 | - | - | - | 申請等手続は市が窓口となる が、手当の支給は国が実施して いる。 |
| 4-2 | 103 | 障害福祉課 | 障害児福祉手当 | 常時介護を必要とする在宅の障害児に、そ の障害によって生じる経済的負担軽減の一 助として手当を支給する。 | | 精神または身体に重度の障害 があり日常生活において常時 の介護を必要とする20歳未 満の児童 | 受給者数 122人 | 21,704 | 22,766 | - | |
| 4-2 | 104 | 障害福祉課 | 重度心身障害児福祉 年金 | 家庭において重度障害児を養育している保 護者に養育に必要な費用の一部を支給し、 在宅生活の安定を図る。 | | 基準日において市内に6か月 以上居住している20歳未 満の障害児(施設入所児を除く) の保護者 | 受給者数 1,488人 | 146,448 | 162,915 | - | |
| 4-2 | 105 | 保健所健康課 | 不妊治療費助成事業 | 医療保険の適用となる不妊治療の中でも、 高額な負担となる体外受精や顕微受精及び 男性不妊治療の自己負担分に対して、1回の 治療につき3分の1を補助し、治療を希望さ れる方を支援する。 | | 不妊に悩む夫婦(事実婚も対 象) | 助成件数 339件(176件) うち、男性不妊治療3件(2件) ※()内は、旧特定不妊治療に対する 経過措置分 | 42,486 | 34,289 | - | 令和4年度から、不妊治療が保 険適用されたことを受け、従来 の保険外診療の特定不妊治療 に対する助成は廃止(令和4年 度に限り経過措置あり) |
| 4-2 | 106 | 子育て家庭福 祉課 | 助産事業 | 保健上入院の必要があるにもかかわらず、 経済的理由で入院助産を受けられない場合 に、助産施設への入所費用を支給する。 | | 生活保護受給世帯など、経済 的な理由により入院助産を受 けられない妊産婦 | 分娩数 5件 | 2,340 | 2,140 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|----------|------------|----------|-----------------|--|------------------------|---|---|------------------|------------------|--|-------------------------------|
| 4-2 | 69 (再掲) | 福祉政策課 | 「生理の貧困」問題への対応 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民に、団体からの寄付を活用し、生理用品を無償で配布する。 | R3 | 経済的困窮で生理用品を購入することが困難な市民 | ・人権男女共同参画課(男女共同参画センター)、子育て家庭福祉課、生活支援課、福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井支所)、社会福祉協議会(まいさぼ長野市)窓口で配布 517バック ・福祉関係施設へ40箱配布 | 0 | 0 | - | |
| 4-2 | 107 | 生活環境課 | 家庭ごみ処理手数料の減免 | 3歳未満の乳幼児がいる家庭に、出生届時、可燃ごみ指定袋30ℓを3年分90枚交付する。(転入者には月齢に応じた枚数) | H21 | 紙おむつ等を使用する3歳未満の乳幼児のいる家庭 | 出生2,403人 216,270枚 転入424人 21,600枚 計2,827人 237,870枚 | 2,857 | 2374 | - | 減免用指定袋(扶助費)は乳幼児分を案分算出 |
| 4-2 | 108 | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭ワンストップ相談会 | ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。 | H29 | ひとり親家庭の親 | 8/14(日)ワンストップ相談会相談件数 11件 (内訳)弁護士2、ハローワーク3、まいさぼ3、母子1、子ども相談2) | 35 | 121 | - | 児童扶養手当現況届提出の機会を捉え、8月の日曜開庁日に開催 |
| 4-2 | 109 | 子育て家庭福祉課 | ながの子育て家庭優待パスポート | 企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布する。 | | 妊婦のいる家庭・18歳未満の子どものいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭 | 妊娠、出生、転入の際等にパスポートを交付。 また、協賛企業数も1162店舗に増加した | 81 | 4,820 | 現パスポートの有効期限が令和5年度末までのため、パスポートの更新作業を進める | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|------------------------|------------|-------------|---------------------------------------|--|------------------------|--|--|------------------|------------------|-------------------------------------|------------------|
| 分野5 支援体制の強化や制度の周知 | | | | | | | | | | | |
| 個別施策5-1 子どもに関する相談体制の充実 | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | 26 〈再掲〉 | こども総合支援センター | こども総合支援センター「あのえっと」 | 子どもに関するワンストップ相談窓口として、育児、発達、貧困、いじめ、不登校、学校生活などの不安や悩みについて、子どもや保護者、子どもに関わる全ての人からの相談に応じる。電話、メール、窓口のほか、児童生徒が所有するタブレット端末を使用した子どもからの相談にも応じる。 | R4 | 子ども、保護者、子育て関係者 | 相談件数 1,203件 | - | 9509 | - | |
| 5-1 | 27 〈再掲〉 | こども総合支援センター | 子どもに関する相談・支援機関のネットワーク化 | 子どもに関する相談・支援機関にタブレット端末を配備し、市民や職員が市役所本庁舎から離れた場所の窓口とリモートで相談できる体制を整備して、ワンストップでの相談に応じる。 | R4 | 子ども、保護者、子育て関係者 | タブレット端末配備数 32台 (27カ所) | - | - | AI活用型相談支援システム導入(予定) | |
| 5-1 | 28 〈再掲〉 | こども政策課 | チャットボットによる相談対応 | SNSのチャットボットを導入し、市役所の業務時間外でも、家庭から時間を気にせず気軽に相談できる体制を整備し、子どもや保護者の利便性向上を図る。 | R4 | 妊産婦、子ども、保護者 | 令和5年度からLINE公式アカウントに子育て支援のAIチャットボットを稼働させるための準備作業 | 1,254 | | チャットボットの機能改善 | |
| 5-1 | 29 〈再掲〉 | 保健所健康課 | 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ) | 妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進する。 | H28 | 妊産婦、子ども、保護者 | ・子育て世代包括支援センター設置 9カ所(保健センター8※、本庁1) ※保健センターには母子保健コーディネーター配置、本庁は保健師 ・相談対応件数 保健センター 5,852件 本庁健康課窓口 相談 832件 申請 1,693件 | 29,779 | 41,757 | 妊娠8か月にアンケート及び面談を実施し、伴走型相談支援の充実を図るもの | ホットラインは令和3年度末で廃止 |
| 5-1 | 39 〈再掲〉 | 保育・幼稚園課 | 子育てコンシェルジュ | 日常的な相談場所として2カ所のこども広場に専門スタッフを配置し、悩みの解決策と一緒に考え、ニーズに沿った適切な支援へつないたり、子育て情報の案内を行う。 | | 子ども、保護者 | こども広場2カ所に子育てコンシェルジュを配置 相談件数 計4,595件 (じゃん・けん・ぼん3,288件、このゆびとまれ1,307件) | - | - | - | |
| 5-1 | 40 〈再掲〉 | 保育・幼稚園課 | 地域子育て支援拠点事業(こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場) | こども広場、地域子育て支援センター、保育園・幼稚園・認定こども園で園開放等を行うおひさま広場において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供する。 | | 子ども、保護者 | ・利用者数(延べ人数) こども広場38,184人 地域子育て支援センター28,788人 おひさま広場13,121人 ・保護者からの育児相談等(延べ件数) こども広場3,920件 子育て支援センター3,209件 おひさま広場2,629件 | 133,733 | 147,696 | - | |
| 5-1 | 43 〈再掲〉 | 生活支援課 | 生活困窮者自立相談支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」) | 生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として、様々な課題を抱える世帯に対し、住居確保給付金の支給、家計改善支援、子どもの学習支援、就労準備支援、一時生活支援など、関連機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。 | H26 | 長野市生活就労支援センター(愛称:まいさぼ長野市)に相談があった生活困窮世帯 | 延べ相談件数 16,248件 | 39,055 | 42,605 | - | 長野市社会福祉協議会への委託 |
| 5-1 | 110 | 障害福祉課 | 発達相談支援センター | 相談支援専門員を北部・南部の相談支援センターに集約配置し、18歳までの子どもの障害に関する相談を総合的・包括的に受け付け、相談支援体制の連携を図る。 | | 障害児やその家族 | 相談件数 2978件 | 13,198 | 13200 | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|--|-------------|---------------|------------------|--|------------------------|--------------------|--|------------------|------------------|-------------------------|---|
| 5-1 | 42 (再掲) | 子育て家庭福祉課 | 子ども家庭総合支援拠点 | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子ども家庭支援員や心理担当支援員などの専門職員を配置し、住民により身近な場所で、児童虐待の状況に応じた各種相談や家庭への支援を行う。 | R2 | 子どもとその家庭や妊産婦等 | 家庭児童相談件数 4,307件 | 12,730 | 12,747 | - | 子育て家庭福祉課を子ども家庭総合支援拠点に位置付ける。 |
| 5-1 | 108 (再掲) | 子育て家庭福祉課 | ひとり親家庭ワンストップ相談会 | ひとり親家庭を対象に、弁護士やハローワーク等と連携して、養育費確保などの法律相談、就労や家計管理、子どもの発達に係る相談などの相談会を開催する。 | H29 | ひとり親家庭の親 | 8/14(日)ワンストップ相談会相談件数 11件 (内訳)弁護士2、ハローワーク3、まいさぼ3、母子1、子ども相談2) | 35 | 121 | - | |
| 個別施策5-2 子どもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化 | | | | | | | | | | | |
| 5-2 | 111 | こども政策課 | 子育て支援団体のネットワーク形成 | ながの子ども・子育てフェスティバルの開催を通じて、子育て支援団体間の連携強化・ネットワーク形成を図る。 | R1 | 子ども、保護者 | ・支援団体間の連携を強固にすることに目的を絞り、キック・オフ・フォーラムとして開催 ・パネル展等への参加支援団体等 36団体 ・来場者 250名 | 300 | 800 | R5は、長野県立大のいい育児の日イベントと共催 | |
| 5-2 | 112 | 福祉政策課、社会福祉協議会 | 地域福祉ワーカーの活動支援 | 地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行う。 | | 地域福祉ワーカー | ・地域福祉ワーカー連絡調整会議開催(計5回) ・地域づくり・ボランティア講座開催(計8回 ボランティアセンター主催 ※研修プログラムとして位置付け) ・市社会福祉協議会地区担当者等による支援(全地区) | 0 | 0 | - | (参考)【選択事務13 地域福祉推進事業】に基づく、地域福祉ワーカーを雇用する住民自治協議会に対する補助金助成あり |
| 5-2 | 113 | 福祉政策課、社会福祉協議会 | 民生委員・児童委員等の活動支援 | 民生委員・児童委員等に対し、研修機会や情報交換の場の提供、活動に関する冊子の配布などを行い、その活動を支援する。 | | 民生委員・児童委員、主任児童委員 | ・民生委員・児童委員の指導訓練のための研修を年に5回実施 | 555 | 557 | - | |
| 5-2 | 114 | 子育て家庭福祉課 | 子ども見守り事業 | 市と市内郵便局との「地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定」に基づき、郵便局の事業活動の中で子どもに気になることがあった際に必要に応じて市が連絡を受け、支援につなげる。 | | | 対象事案なし | 2514 | 0 | - | |
| 5-2 | 115 | 子育て家庭福祉課 | 子どもの貧困庁内連絡会議 | 子どもの貧困について、庁内関係所属が共通認識を持ち、情報の共有と施策の連携を図る。 | H28 | 生活に困難を抱える子どもとその保護者 | 2回開催 計画策定に向けた検討及び各事業の連携実施のための共有を図った | - | - | - | |
| 5-2 | 116 | 生活支援課 | 生活困窮者自立支援庁内連携会議 | 生活困窮者の自立支援のための施策を横断的取組によって総合的に推進するため、庁内関係各課の連携を図る。 | H27 | 生活困窮者 | 令和4年8月3日開催 連携会議委員 19名 | - | - | - | |
| 5-2 | 117 | 商工労働課雇用促進室 | 若者自立支援ネットワーク会議 | 関係機関により若者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携や、ながの若者サポートステーションの運営支援を行う。 | H20 | 支援を必要とする若者 | R4年5月若者自立支援ネットワーク会議開催 | - | - | - | |
| 5-2 | 68 (再掲) | 子育て家庭福祉課 | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県中央児童相談所等の関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。 | | 要保護・要支援児童、特定妊婦 | 代表者会議開催回数 1回 実務担当者会議開催回数 36回 個別ケース検討会議開催回数 419回 | - | - | - | |

| 個別 施策 | No. | 所管課 | 事業名等 | 事業内容 | 事業開始 年度(空欄 は不明等) | 支援する対象者 | 令和4年度 事業実績 | 令和4年度 決算額(千円) | 令和5年度 予算額(千円) | 令和5年度の拡大・見直し等の 内容 | 備考 |
|-----------------------|-------------|----------|-------------------------|---|------------------------|---|--|------------------|------------------|--|---------------------------------|
| 個別施策5-3 制度の周知や市民の意識啓発 | | | | | | | | | | | |
| 5-3 | 118 | 子育て家庭福祉課 | 長野市子育てガイドブック | 市の子育てに関する情報を1冊にまとめ、冊子やホームページで提供する。 | | 子育て中の保護者 | 子育てガイドブック14,000部作成(配付期間1年) | 39 | 41 | - | |
| 5-3 | 119 | 障害福祉課 | 情報ツアー～支援の必要な子どものガイドブック～ | 障害のある子どもの福祉にかかわる制度やサービスの紹介、特別支援学校や保健所等の情報について、市が設置している協議会「長野市障害ふくしネット」でガイドブックを作成し提供する。 | | 障害児やその家族、関係機関(福祉事業所、学校、医療機関等) | 1,750部作成 | 217 | 217 | - | 物価高騰の影響により、令和5年度の作成部数は2割程度減少見込み |
| 5-3 | 120 | 子育て家庭福祉課 | ながのわくわく子育てLINE | 市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせ、イベント情報などをLINEで提供する。 | | 妊産婦、保護者 | 登録者数:2,141件 市公式LINE機能の一部として、妊娠・出産期から小学校入学まで、子どもの成長に応じたタイムリーなアドバイスや、市からのお知らせ、イベント情報などをLINEで提供する。 | 1,787 | 1,787 | - | |
| 5-3 | 121 | 保健所健康課 | 子育て応援アプリ「すくすくナビ」 | 妊娠、出産、子育て等に関する情報収集や、子どもの成長記録、予防接種記録の確認・管理、医療機関の検索などができるアプリで、情報をプッシュ通知で配信する。 | H29 | 子育て中の保護者 | 令和5年3月末時点 ダウンロード数:7,325件 | 0 | 0 | - | |
| 5-3 | 122 | 子育て家庭福祉課 | 出前講座・研修 | 子どもの貧困について市民一人ひとりの意識醸成や理解の促進、困難を抱える子どもや家庭の気付きや支援へのつながりを進めるため、市民向けの出前講座や子どもの支援に関わる団体等への研修などで啓発を行う。 | R5 | 市民 | 8回開催 | - | - | - | |
| 5-3 | 109 (再掲) | 子育て家庭福祉課 | ながの子育て家庭優待パスポート | 企業や店舗の協賛により、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布する。 | | 妊婦のいる家庭・18歳未満の子どもがいる家庭、18歳未満の子どもが3人以上いる家庭 | 妊娠、出生、転入の際等にパスポートを交付。 また、協賛企業数も1162店舗に増加した | 81 | 4,820 | 現パスポートの有効期限が令和5年度末までのため、パスポートの更新作業を進める | |